

3月・4月両月利用する場合は、申請書を2枚提出してください。

岡崎市児童育成センター

平成24年 春休み利用申し込みのご案内



児童育成センターについて

利用期間 【3月】3月16日(金)～3月31日(土)

【4月】4月1日(日)～4月15日(日)

利用時間 午前8時～午後7時

ただし、授業のある期間は授業終了後～午後7時

休館日 日曜日、祝日

育成料 3月分：3000円，4月分：3,000円

許可期間中は、利用の有無に関わらず育成料が発生します

利用できる要件

- 1 同一世帯に属する児童の保護者または同居の方が、就労のために恒常的に留守家庭となる小学1～3年生児童。

空きのある場合のみ、高学年児童も利用できます。空き状況は1月25日以降に各センターまたはこども育成課にお問い合わせください。(市ホームページにも掲載。)

- 2 その他の事情により、市が利用を認める場合

特別な支援を要する児童については、センターでの集団生活が可能なお場合のみご利用いただけます。

利用申請の手続き

- 1 申込受付開始

《低学年》 1月21日(土)午前9時～ 先着順・キャンセル待可*1

《高学年》 3月利用分：1月28日(土)午前9時～

4月利用分：3月3日(土)午前9時～

ともに先着順・キャンセル待不可

- *1 キャンセル待ちについて

利用できる場合のみ、ご連絡します。

キャンセル待ちをしながら、他の空きのあるセンターに申請することができます。(1箇所まで。)就労証明書の提出は1センターのみで結構ですので、その旨をセンターにお伝えください。

- 2 申込方法 申請書・就労証明書を揃えて、利用希望の児童育成センターへ提出してください。

受付は、午後6時までにお願ひします。受付には、多少お時間がかかります。

受付開始以降、空きのあるセンターは先着順にて随時受付します。利用したい日の 15日前までに申請してください。

学区に2つのセンターがある場合は、人数等を勘案してどちらのセンターをご利用いただくかを市が調整します。(指定はできません。)

申請書について

3月、4月両月申請する場合は、申請書を2枚提出してください。

就労証明書について

3月のみ利用：証明日が平成23年4月1日以降のもの

4月のみ利用：証明日が平成23年11月15日以降のもの

3月、4月両月利用：証明日が平成23年11月15日以降のもの

以前に上記の証明書を提出しており、内容に変更のない方は、提出不要です。

兄弟で申込する場合は、1部のみで結構です。(申請書はそれぞれ記入。)

提出が必要な方：児童と同一世帯に属する利用希望開始日時点で20歳以上65歳未満の方

《証明者》

給与所得者・内職者・自営業(法人格あり)・・・事業所

農業者・・・・・・・・生産組合長

自営業(法人格なし)の代表者・・・地元の民生委員(家族の従業員は給与所得者となりますので、事業所による証明になります)

募集人数

《3月利用》募集人数

上地	30	大門	72	梅園	4	六ツ美北部	12
北野	29	城南	19	緑丘	20	井田	28
六名	52	六ツ美西部	3	本宿	39	三島	34
細川	13	矢作北	22	豊富	40	小豆坂	23
矢作西	39	岩津	37	羽根	27	連尺	20
岡崎	32	美合	32	六ツ美中部	29	藤川	40
山中	38	学区に2館あります。2館合わせた募集人数です。					

4月利用は平成24年度通年利用児童数によります。1月13日以降にお問い合わせください。(市ホームページでも確認できます。)

利用の許可

各センターで受付後、市担当課で書類審査が行われます。書類審査の結果は、申請者宛に郵送いたします。(2月下旬。)

該当世帯に育成料の滞納がある場合は、ご利用いただけませんのでご注意ください。